

公害診療報酬明細書（入院外） 令和元年 5月分

公害医療手帳の 記号番号		北九公				公害医療機関の 所在地及び名称	
氏名	北九 花子						
	男	女	明	大	昭	18	年生
疾病名	(1) 慢性気管支炎 (2) 慢性気管支炎 (3) 気管支ぜん息発作						
	診療開始日 (1) S61年 11月 11日 (2) H28年 7月 20日 (3) R元年 5月 15日						
	診療実日数		2日				
⑪初診		時間外・休日・深夜	回	(1点15円)点	(1点10円)点	続発症がある場合は診療開始日とともに記入して下さい。	
⑫再診	再診	73	2	146		初診料や再診料を他保請求している場合は、受診日や他保請求している旨をこちらの摘要欄に記入して下さい。	
	外来管理加算	52	2	104		12 *再診料	
	時間外	×				明細書発行体制等加算 73×2	
	休日	×				*外来管理加算 52×2	
⑬管理字	公害相談		2		56	12 *再診料	
	公害外来療養指導				510	明細書発行体制等加算 73×2	
	その他					*外来管理加算 52×2	
⑭在宅	往診					<公害疾患相談料について> ・初診の日に係る公害疾患相談料は算定できません。 ・月に2回を限度として算定できます。 <公害外来療養指導料について> ・初診の日又は初診の日から1ヶ月以内は算定できません。 ・入院中及び退院の日から1ヶ月以内は算定できません。 ・特定疾患療養管理料を算定する場合は算定できません。 ・月1回算定できます。	
	夜間						
	深夜・緊急						
	在宅患者訪問診療						
⑯投薬	薬剤					33 *点滴注射(その他の場合)(入院中の患者以外の患者に限る)(1日につき) 49×1 ソルデム 3A 輸液 200ml 1袋 アミノフィリン注射液 2.5%10ml 0.6A サクシゾン注射用 100mg(溶解液付)1瓶 48×1	
	⑲内服調剤	×					
	⑳屯服						
	㉑外用調剤	×					
	㉒処方	×					
	㉓麻毒						
	㉔調基						
⑰注射	⑳皮下筋肉内					手技料と薬剤料は分離して算定して下さい。 (薬剤料、特定保険医療材料及び放射線粒子、酸素その他の材料の費用は1点10円の計算となります。)	
	㉑静脈内						
	㉒その他			49			
	㉓薬剤				48		
⑱処置	薬剤					80 *処方せん料(その他) 68×2 長期投薬加算(処方せん料) 65×1	
	手麻酔						
⑲検査	薬剤					その他、特記事項(症状詳記)などがある場合は、こちらの摘要欄に記入して下さい。(別紙可)	
	検病						
⑳画像	フィルム等					※理由 ※増減	
	処方せん		2	201			
㉑その他	薬剤					※薬局分減 サ 円	
	小計			① 500点	② 614点		
合計	③ 15円×①			7,500円		円	
	④ 10円×②			6,140円			
	⑤ ③+④	1	3	6	4		
※決定				円		※理由 ※増減	
				円		※薬局分減 サ 円	

注意 ※印の欄は、記入しないこと。